

## 令和 7 年度鳥取県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により都道府県知事が定めるとされている事項を定めるとともに、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日障障発 0423 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に従い、指定障害福祉サービス事業者等が行う報告、報告の受理、調査、情報の公表等の事務を円滑に行うため本要綱を策定する。

### 2 実施主体

本県の区域に所在する事業所等にかかる情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により鳥取県（以下、「県」という。）である。ただし、障害者総合支援法第 106 条及び児童福祉法第 59 条の 4 の規定に基づく大都市等の特例及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づく事務の委託により、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の区域に所在する事業所等（指定障害児入所施設及び鳥取市の区域外に所在する指定障害者支援施設を除く。）に係る事務については、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市である鳥取市が事務を行う。（鳥取市が行う情報公表制度の事務については鳥取市の定めるところによる。）

### 3 基準日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 報告の対象となるサービス等

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により情報公表対象サービス等情報の報告が必要な指定障害福祉サービス等は次のとおりである。

（1）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、**指定就労選択支援**、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

## 6 報告の時期、内容及び公表の時期

障害者総合支援法第76条の3第1項、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び同規則第65条の9の8並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2及び同規則第36条の30の4の規定により、障害福祉サービス等情報の報告の時期、内容及び公表の時期は次の事業者ごとに、それぞれに掲げるとおりとする。

(1) 3に定める基準日（以下単に「基準日」という。）より前に5に掲げる指定障害福祉サービス等（以下単に「指定障害福祉サービス等」という。）を提供している事業者（災害その他報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。）

ア 報告の時期

令和7年5月1日から令和7年7月31日まで

イ 内容

別添1「基本情報」（障害者総合支援法施行規則別表第1号及び児童福祉法施行規則別表2に掲げる項目の具体的内容。以下同じ。）及び別添2「運営情報」（障害者総合支援法施行規則別表第2号及び児童福祉法施行規則別表3に掲げる項目の具体的内容。）

ウ 公表の時期

報告後2か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

ア 報告の時期

当該指定障害福祉サービス等に係る事業者指定を受けた日から2か月以内

イ 内容

別添1「基本情報」

ウ 公表の時期

報告後1か月以内

## 7 報告及び公表の方法

障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 7 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 3 の規定により、報告の方法は次のとおりとする。また、公表の方法も同様とする。

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）により行う。ただし、公表システムにより報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書により報告するものとする。

## 8 基本情報の更新の取扱い

基本情報のうち法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて変更のあった場合は、その都度、報告を行うこととする。

## 9 調査の実施

県は障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法 33 条の 18 第 3 項の規定により利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するため、次のような場合に調査を行う。

- （１）報告された内容に虚偽が疑われるとき
- （２）公表内容について利用者から苦情等があったとき
- （３）指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- （４）その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

## 10 苦情等の対応

### （１）苦情等対応窓口

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は次に掲げる区分ごとにそれぞれに掲げるとおりとする。

ア 障害福祉サービス、障害児通所支援、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援に関する事項

#### （ア） 東部圏域の事業所

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室（０８５７－３０－８２０５）

#### （イ） 中部圏域の事業所

県中部総合事務所県民福祉局福祉課（０８５８－２３－３１２８）

#### （ウ） 西部圏域の事業所

県西部総合事務所県民福祉局福祉課（０８５９－３１－９３１４）

イ 障害者支援施設に関する事項

#### （ア） 東部圏域の障害者支援施設

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室（０８５７－３０－８２０５）

#### （イ） 中、西部圏域の障害者支援施設

県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

生活支援・指導担当（０８５７－２６－７１９３）

ウ 障害児入所施設に関する事項

県子ども家庭部子ども発達支援課（０８５７－２６－７８６５）

（２）苦情等に対する措置

県は、利用者等からの苦情等について、事業者から適切な説明が得られなかった場合は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項又は児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づき報告内容の是正命令等の措置について検討する。